

2021年5月 No.68

## 東証の市場区分の見直しの最新動向

～流通株式・各社における今後の To Do～

弁護士 齊藤 元樹  
同 宮下 優一  
同 水越 恭平

### はじめに

2021年4月30日、株式会社東京証券取引所（以下「東証」）は、2020年12月に公表した市場区分の見直しの要綱について、パブリック・コメントの結果と有価証券上場規程等の改正内容を公表しました<sup>1</sup>。また、5月12日、東証は、新市場区分の選択に際して上場会社が提出する書類の様式等を公表しました<sup>2</sup>。

2022年4月4日に一斉移行する新市場区分の上場維持基準には従前よりも厳しい基準が含まれており、多くの上場会社にとって、上場維持基準の適合性を確保することは重大な課題といえます。

本ニュースレターでは、新たな上場維持基準のうち、特に問題となることが多い「流通株式」と、上場会社における今後の To Do を中心に、パブリック・コメントに対して示された東証の考え方や、生じ得る論点・実務上の留意点についてご紹介します。

東証の市場区分の見直しに関する過去のニュースレター（NO&T Finance Law Update ～金融かわら版～）は [NO&T Legal Lounge](#) をご参照ください。

- ・ 宮下優一・水越恭平「東証の新市場区分に向けたコーポレートガバナンスの高度化」（第64号・2021年4月）
- ・ 宮下優一・水越恭平「明らかになった東証の新市場区分の上場制度の全体像」（第60号・2021年1月）
- ・ 宮下優一・水越恭平「資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直し」（第58号・2020年8月）
- ・ 木村聡輔・水越恭平「東証の新市場区分の概要と実務上の留意点 ～「市場第一部」等は廃止され、新市場区分へ移行準備が必要に～」」（第53号・2020年3月）

### パブリック・コメントを踏まえた流通株式の見直し

#### ① 市場区分見直し後の流通株式関係の上場維持基準

市場区分の見直し後の流通株式に関する上場維持基準は以下のとおりです。

<sup>1</sup> 2021年4月30日「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）に寄せられたパブリック・コメントの結果について」（以下「本パブコメ結果」）

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20201225-01.html>

規則改正新旧対照表（2021年4月30日公表）<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html>

<sup>2</sup> 「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について（第二次制度改正事項）」に関する説明資料等

<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/market-structure/index.html>

上場維持基準（流通株式関係）

|          | 流通株式数       | 流通株式時価総額 | 流通株式比率 <sup>3</sup> |
|----------|-------------|----------|---------------------|
| スタンダード市場 | 2,000 単位以上  | 10 億円以上  | 25%以上               |
| プライム市場   | 20,000 単位以上 | 100 億円以上 | 35%以上               |
| グロース市場   | 1,000 単位以上  | 5 億円以上   | 25%以上               |

市場区分見直し後の基準は、現行の市場第一部・第二部の上場廃止基準<sup>4</sup>よりも全般的に厳しい基準となります。このため、例えば、プライム市場に適用される「流通株式時価総額：100 億円以上」の基準には、現在の市場第一部上場会社全体の 30%弱が、「流通株式比率：35%」の基準には全体の 10%弱が抵触するとも言われています<sup>5</sup>。但し、この上場維持基準には経過措置が設けられており、2021 年 6 月 30 日の移行基準日において上場維持基準に適合していない場合であっても、選択先の市場区分に上場できないわけではなく、選択申請時に「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」（以下「計画書」）の提出を行った場合、当分の間、現行の指定替え基準または上場廃止基準と同水準の、以下の緩和した上場維持基準が適用されます<sup>6</sup>。

緩和した上場維持基準（流通株式関係）

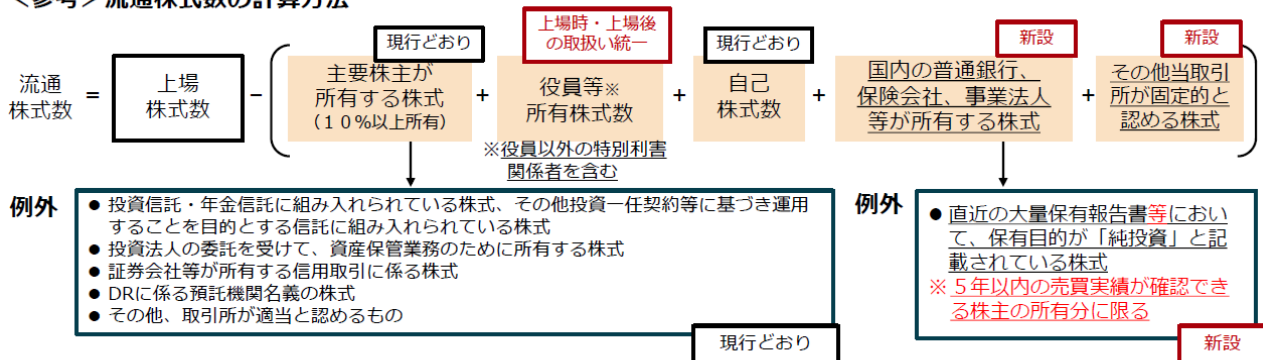
|          | 流通株式数       | 流通株式時価総額 | 流通株式比率 |
|----------|-------------|----------|--------|
| スタンダード市場 | 500 単位以上    | 2.5 億円以上 | 5%以上   |
| プライム市場   | 10,000 単位以上 | 10 億円以上  | 5%以上   |
| グロース市場   | 500 単位以上    | 2.5 億円以上 | 5%以上   |

この経過措置は、既上場会社が上場維持基準に適合していない場合において、適合に向けた改善を図るための期間として設けているものとされ、適用期間である「当分の間」の具体的な終期は明記されていません。この適用期間については、各上場会社における計画書の内容（改善に要する期間や新市場区分への移行後の進捗状況）や、新型コロナウイルス感染症の影響が各上場会社の事業活動に与える影響等の外部環境等を踏まえて、新市場区分への移行後に検討するとされている点に留意が必要です<sup>7</sup>。

② 流通株式の新たな定義の概要

上場維持基準で用いられる流通株式は以下のとおり計算されます。③以下で具体的にご紹介します。

＜参考＞ 流通株式数の計算方法



流通株式に関する上場維持基準又は上場審査基準を満たさない場合において、確認を行う想定です。

出典：東証「流通株式の定義見直しについて」（2021 年 4 月 30 日更新）より抜粋

<sup>3</sup> 「流通株式数÷上場株券等の数」により算出されます。

<sup>4</sup> 流通株式数：2,000 単位未満、流通株式時価総額：5 億円未満、流通株式比率：5%未満

<sup>5</sup> 「視点 市場区分見直しにおける『数値基準』の重要性」（資料版商事法務 443 号）（2021 年 2 月号）3 頁

<sup>6</sup> 市場第一部の会社がスタンダード市場またはプライム市場、市場第二部・JASDAQ スタンダードの会社がスタンダード市場、マザーズ・JASDAQ グロースの会社がグロース市場を選択した場合に、それぞれの移行後の市場に対応する緩和された基準が適用されます。

<sup>7</sup> 本パブコメ結果 75-80 番参照

### ③ 国内の普通銀行、保険会社、事業法人等の所有株式

#### (1) 判断方法

国内の普通銀行<sup>8</sup>、保険会社<sup>9</sup>、事業法人等<sup>10</sup>の所有株式は流通株式から除外されるところ、これらに該当するかどうかの具体的な判断方法については、株式事務代行機関（株主名簿等管理人）から各上場会社に提供される事業年度末等の基準日時点の株主諸統計のうち、所有者別の統計表をもとに、上場会社が東証に対して提出する「株券等の分布状況表」等により判定されることが想定されています。

なお、信託銀行名義の株式や組合が保有する株式については、原則としてこれらに該当しませんが、例えば、信託設定により信託名義に変更された場合であって、東証が上場基準の潜脱が行われたと認めるときには、「その他当取引所が固定的と認める株式」に該当し、流通株式から除外される場合があるとされています<sup>11</sup>。

#### (2) 純投資目的の例外（当初改正案からの変更点）

国内の普通銀行、保険会社、事業法人等の所有株式であっても流通株式として扱われる純投資目的の例外<sup>12</sup>に関しては、昨年12月に公表された当初改正案から、以下の変更が加えられています<sup>13</sup>。

- ・ 純投資目的であることを確認する「直近の大量保有報告書等」として、大量保有報告書および変更報告書に加えて、大量保有報告書の提出対象とならない場合（保有割合が5%未満である場合）において、東証が定める所定の様式に基づいて株主が作成した書面（保有状況報告書）を許容<sup>1415</sup>
- ・ 純投資目的に関する例外が認められるのは、5年以内に売買実績が確認できる株主の所有分に限定

したがって、5年以内に売買実績が確認できない国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が保有する株式については、たとえ直近に提出した大量保有報告書または変更報告書の保有目的欄の記載が「純投資」であったとしても、流通株式として取り扱われないこととなります。他方、例えば上場会社の株式を2、3%保有するに過ぎない国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が保有する株式については、5年以内に売買実績があれば、上記の保有状況報告書を作成・提出することによって、流通株式と取り扱われることとなります。

なお、この点に関して、東証としては、株主の所有目的や売買実績の確認方法を含め、より実態に即した流通株式の客観的で透明性の高い判定方法について検討を深めるとともに、新市場区分への移行後の状況を踏まえた見直しを行うものとされています<sup>16</sup>。したがって、この例外に関しては、市場区分移行後にさらに見直される可能性がある点には留意が必要です。

<sup>8</sup> 「国内の普通銀行」とは、都市銀行および地方銀行をいい、信託銀行（信託口を含む）、信用金庫、信用組合、農林系金融機関（農業協同組合等）、政府系金融機関、証券金融会社等は含まれません。

<sup>9</sup> 「国内の保険会社」とは、国内の生命保険会社および損害保険会社をいいます。

<sup>10</sup> 「国内の事業法人等」とは、金融機関および金融商品取引業者以外の法人格を有するすべての国内の法人をいい、例えば、株式会社以外の会社組織や財団法人、宗教法人等の法人も含まれます。一方、従業員持株会や投資事業有限責任組合等の法人格のない団体は含まれません。

<sup>11</sup> 本パブコメ結果44-49番

<sup>12</sup> なお、10%以上を所有する国内の普通銀行や保険会社、事業法人等については、仮に純投資目的であっても現行ルールどおり流通株式から除外されます。

<sup>13</sup> 改正有価証券上場規程施行規則8条1項4号・付則2条

<sup>14</sup> 但し、上場会社および株主は、上場会社が当該書類を東証に提出した上で、当該書面が公衆縦覧に供されることについて、同意する必要があります。

<sup>15</sup> 統合報告書やディスクロージャー誌等の保険会社が保険業法に基づき開示している資料において、個々の銘柄別の所有目的および売買実績が開示されている場合にも、保有状況報告書に代えて、当該書面を取引所に提出できることとされています（本パブコメ結果39-41番）。

<sup>16</sup> 本パブコメ結果23-38番

#### ④ 役員以外の特別利害関係者の所有株式

役員以外の特別利害関係者とは、以下をいいます。

- ・ 役員の配偶者および二親等内の血族<sup>17</sup>
- ・ 役員、役員の配偶者および二親等内の血族により総議決権の過半数が保有されている会社等の法人
- ・ 上場会社の関係会社およびその役員

なお、上記の所有状況の把握が難しい場合には、把握可能な範囲で取引所に対して報告すれば足りることとされています<sup>18</sup>。また、役員持株会における役員の所有分については、役員の所有する株式に該当するものとされています<sup>19</sup>。

#### ⑤ その他東証が流通株式に含めることが適当でないとする株式

「当取引所が流通株式に含めることが適当でないとする株式」については、東証が、個別具体的な事情を踏まえて認定することが予定されており、例えば、実質的な所有者が同一であるにもかかわらず、上場株式数の10%以上を所有する株主の保有株式を複数の株主（仮設人）名義に分割する方法によって、10%未満の複数の株主が存在するかのような偽装を行ったと認められる場合等が考えられるものの、この限りではない、とされています<sup>20</sup>。

#### ⑥ 一斉移行日における流通株式数の算定方法

一斉移行日（2022年4月4日）時点の流通株式数は、原則として、移行基準日である2021年6月30日の直近の事業年度末日時点の数値が用いられます。その上で、「流通株式時価総額」は、流通株式数に、移行基準日以前3か月間の取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて算出されます。「流通株式比率」は、流通株式数を、事業年度末日の上場株券等の数で除して算出されます。

すなわち、3月末を決算期とする会社であれば、原則として、2021年3月31日時点の数値を用いて、流通株式数が算定され、各種基準の充足性が判断されることとなります。但し、例外として、上場会社が直近の事業年度末日より後の基準日時点の適合状況について記載した「株券等の分布状況表」を、後述の市場選択申請予定日の1週間前までに任意に提出した場合には、当該書類に基づき判定を行うことが想定されています<sup>21</sup>。

<sup>17</sup> 二親等内の血族とは、役員の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹を指します。

<sup>18</sup> 本パブコメ結果50-54番。例えば、「上場会社の役員の配偶者および二親等内の血族」のうち役員と同居していない者や海外に居住している者、「上場会社の関係会社およびその役員」のうち有価証券報告書等において個別名の記載のない関係会社およびその役員の所有分などが考えられます。

<sup>19</sup> 本パブコメ結果55番。但し、役員持株会の保有株式であっても、株主名簿において証券会社の名義で所有される株式については、上場株式数の10%以上を所有する場合を除き、流通株式として取り扱われます。

<sup>20</sup> 本パブコメ結果56番

<sup>21</sup> 例えば、移行基準日までの間に到来した中間基準日または臨時基準日等における株主構成を踏まえた「株券等の分布状況表」を提出することができます。



## 上場会社における今後の To Do

### ① 今後のスケジュール

新市場区分への移行に向けた今後のスケジュールは、大要以下のとおりとされており、上場会社は、本年9月1日から12月30日にかけて、新市場区分の選択を行った上で、そのための書類<sup>22</sup>を東証に対して提出する必要があります。

#### 今後のスケジュール<sup>23</sup>

| 時期                    | イベント   | 備考  |
|-----------------------|--|---|
| 2021年6月30日            | 新市場区分への移行基準日   |   |
| 2021年7月9日(予定)         | 東証から上場会社に対して、新市場区分の上場維持基準への適合状況を試算し、その結果を、一次判定として通知                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>一次判定で上場維持基準を充たしていない場合、以下のいずれかの場合には、所定の書類を提出することにより、適合状況の二次判定が可能 <ul style="list-style-type: none"> <li>純投資目的で保有された株式等を勘案することにより基準を充たすとき</li> <li>直近の基準日時点において基準を充たすとき</li> </ul> </li> </ul> |
| 2021年9月1日～2021年12月30日 | 上場会社による市場選択手続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新市場区分の上場基準と改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた選択</li> </ul>   |
| 2021年12月30日           | コーポレート・ガバナンス報告書提出期限(スタンダード市場・プライム市場)<br>事業計画及び成長可能性に関する事項等提出期限(グロース市場) | <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の改訂後コーポレートガバナンス・コードの内容を反映したコーポレート・ガバナンス報告書の提出期限</li> </ul>   |
| 2022年1月11日(予定)        | 上場会社が所属する新市場区分公表   | <ul style="list-style-type: none"> <li>東証ウェブサイトにおいて公表</li> </ul>  |
| 2022年4月4日             | 一斉移行日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新市場区分への移行完了</li> </ul>   |

### ② 流通株式数を増加させるための方策の検討

選択先の市場の流通株式に関する上場維持基準を満たさないこととなる上場会社においては、少なくとも中長期的に流通株式数を増加させる必要があるところ、そのための方策として、一般的には、流通株式に該当しない株式(政策保有株式等)の株主による売却が考えられます。また、上場会社が増資や自己株式処分などのエクイティ・ファイナンス、自己株式取得および売却をした場合、引受先や取得先の属性によっては、流通株式比率が高まる場面も考えられます<sup>24</sup>。

また、上記の他にも、国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が提出している大量保有報告書上の保有目的が「純投資」でない場合に保有目的の変更を行うこと<sup>25</sup>や、国内の普通銀行、保険会社、事業法人等が大量保有報告書を

<sup>22</sup> 具体的には、(i)市場選択申請書、(ii)市場選択の意向に関する取締役会の決議内容を証する書面、(iii)コーポレート・ガバナンスに関する報告書(スタンダード市場・プライム市場)または「事業計画及び成長可能性に関する事項」(グロース市場)および(iv)計画書(必要となる場合)となります。

<sup>23</sup> TOPIX 見直しに関する今後のスケジュールはこちらをご参照ください。

[https://www.jpx.co.jp/markets/indices/governance/index-consultation/nlsgeu0000057ls1-att/j\\_data1.pdf](https://www.jpx.co.jp/markets/indices/governance/index-consultation/nlsgeu0000057ls1-att/j_data1.pdf)

<sup>24</sup> もっとも、上場会社がこれらの取引を実施するに当たっては、単なる上場維持基準への適合性のみならず、経営方針・戦略との整合性や善管注意義務の観点等から、個社の状況に応じて慎重に検討することが必要になると思われます。この点、③で後述する留意事項においても、新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスについては、「上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。」とされています(留意事項2、3頁)。

<sup>25</sup> 但し、その前提としては、当該変更前後の大量保有報告書や有価証券報告書の記載が虚偽記載等とならないよう、実態としても、当該保有株式が「純投資株式」として取り扱われていること(現時点でそのような運用がされていない場合には運用を変更すること)が必要になると考えられます。なお、実態として従前からの運用を変更しないにもかかわらず保有目的を変更する場合には、従前の記

提出していない場合に所定の様式に基づく書面（保有状況報告書）を作成の上で東証に提出することが考えられます。但し、いずれの場合であっても、5年以内に売買実績が確認できる株主に限られる点には留意が必要です。

加えて、今後、各上場会社が資本政策を検討するに当たっては、上場維持基準である流通株式数への影響も考慮要素に加えるべきであろうと思われます。

### ③ 新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書の作成・開示

前述のとおり、移行基準日（2021年6月30日）において、選択先の市場の流通株式に関する上場維持基準を満たさないこととなる上場会社は計画書を東証に対して提出する必要があるところ、5月12日に公表された「『新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書』作成上の留意事項」（以下「留意事項」）において、計画書には、以下の事項を記載する必要があるとされています。

- ・ 上場維持基準への適合状況
- ・ 上場維持基準を充たすために想定される計画期間
- ・ 上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、課題および取組内容

留意事項においては、各上場維持基準に応じた記載のポイントが記載されており、計画書の作成に当たって参考になります。もっとも、流通株式数を増加させるための方策については、投資家の投資判断に影響を与える方策も多く、株主側の意向・判断に依存する部分もあるため、上場会社においてストレートに記載することが困難となることも考えられます。また、留意事項では、「計画書の内容が、上場維持基準の適合に向けた合理的なものとなっており、投資者の投資判断に必要な情報が十分に開示されていることを当取引所においても確認し、必要に応じて、開示内容等の追加等を求める場合があります。」とされています。このような、方策の具体的な開示の困難性と十分な開示の必要性という、上場会社において非常に悩ましい論点が想定されるところです。

また、計画に関して、株主と未公表事実についてコミュニケーションを行う際には金融商品取引法上のインサイダー取引規制やフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係に留意する必要が生じることも考えられ、さらには開示される計画の記載について事前勧誘規制との関係の考慮が必要となる可能性もあり、リーガルリスクの観点でも慎重な検討が必要です。

なお、計画書は、新市場区分の選択申請の実施にあわせて、TDnetにより適時開示することが必要とされています。したがって、緩和した上場維持基準の適用を受けることを予定する会社においては、本年9月1日から12月30日の期間に行う市場選択申請時に、計画書の開示を通じて移行基準日における上場維持基準が満たされていないことが対外的に判明する点は留意が必要です。

そして、移行後に緩和した上場維持基準の適用を受けるためには、計画に基づく進捗状況を、各事業年度の末日から起算して3か月以内に開示することが必要とされています。このため、上場会社は、計画の内容や進捗の開示も必要となることを前提に、計画の内容を検討・策定し、実行することが必要になります<sup>26</sup>。

なお、移行基準日（2021年6月30日）前の直近の事業年度末日に流通株式に関する上場維持基準を満たしていたとしても、次回の算定時（2022年4月4日後の各事業年度末）時点で基準を満たしていない場合、緩和した上場維持基準の適用を受けるためには、事業年度の末日から起算して3か月以内に計画書を開示する必要がある点にも留意が必要です。

載内容の正確性が問題になる場合も想定されます。

<sup>26</sup> 留意事項においては、「計画書の提出後、定期的な進捗状況の開示が必要となりますので、個別の取組事項については、実施に要する期間や期待される定量的な効果を記載することが望まれます。」とされています（留意事項2頁）。

#### ④ 新市場区分の選択や計画内容の開示・情報管理

新市場区分の選択については、取締役会において市場選択の意向に関する決議を行うことが求められていますが、上場規則上は、計画書を提出する場合を除き、かかる決議自体をもって、選択の事実・内容を適時開示することは明示的には求められていません。しかしながら、市場選択の決定は、各社の個別の状況やその内容によっては、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして適時開示の対象となり、決定等の時点で個別の適時開示が必要になり得る点に留意が必要です<sup>27</sup>。なお、この点については、東証も、例えば、「申請の内容がマスコミ等の観測報道の対象となり、その結果として、市場における株価形成に影響を与えた場合などにおいて、開示をお願いする場合がある」としています<sup>28</sup>。

また、各社の個別の状況によっては、計画として策定している内容や市場区分の選択そのものがインサイダー取引規制における重要事実（例えばバスケット条項、すなわち上場会社等の運営、業務または財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの）やフェア・ディスクロージャー・ルールにおける重要情報に該当する場合もあり得るところです。このため、策定している計画の内容や市場区分の選択後の情報管理に留意するとともに、場合によってはそれらの公表を検討する必要が生じることも考えられます<sup>29</sup>。また、これらの重要事実や重要情報に該当するか否かにかかわらず、株主総会や投資家との IR ミーティング等において質問された場合に、どのような回答を行うべきかの準備も重要です。加えて、上場維持基準との関係で、時価総額を増加させるための方策（M&A 等）や上記②に記載した流通株式比率を高めるための方策を検討している事実が、インサイダー取引規制上の重要事実やフェア・ディスクロージャー・ルールにおける重要情報に該当する可能性もあることから、情報管理に留意するとともに、株主との対話に当たっても留意が必要です。

#### ⑤ 改正コーポレートガバナンス・コードへの対応

2021年4月7日、東証はコーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」）の改訂等を公表し、同日、金融庁から、投資家と企業の対話ガイドラインの改訂案が公表されています。この両改訂は、2021年5月7日までパブリック・コメント手続に付されており、パブリック・コメントを踏まえた両改訂は2021年6月に実施されますので、各上場会社においてはこの点も注視する必要があります。改訂後 CG コードの内容を反映したコーポレート・ガバナンス報告書の提出期限は2021年12月30日が予定されています<sup>30</sup>。

2021年5月14日

<sup>27</sup> この場合の「決定」の意義や開示対象となる事項は、通常の適時開示実務におけるものと同様に考えることとなります。

<sup>28</sup> 本パブコメ結果 71-72 番

<sup>29</sup> 本パブコメ結果 71-72 番でも「一般論として、積極的な IR の観点や役員等のインサイダー取引規制への抵触を回避する観点から、適時開示事項に該当するか否かにかかわらず自発的に情報開示を行うことが考えられます。」とされています。

<sup>30</sup> プライム市場上場会社のみを対象とする原則を受けたコーポレート・ガバナンス報告書の更新期限は2022年の定時株主総会后となります。

## [執筆者]

**斉藤 元樹** (弁護士・パートナー)

motoki\_saito@noandt.com

日本企業の国内外での株式・社債等の発行、IPO、M&A、ストックオプション・株式報酬に関する助言等を中心として、企業法務全般にわたりリーガル・サービスを提供している。2006年東京大学法学部卒業。2007年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2011年～2012年外資系証券会社へ出向。2013年Columbia Law School 卒業(LL.M.)。2013年～2014年Simpson Thacher & Bartlett（ニューヨーク）勤務。

**宮下 優一** (弁護士・パートナー)

yuichi\_miyashita@noandt.com

国内外の資本市場における、新規株式公開（IPO）、株式の公募増資、売出し、ブロックトレード、第三者割当増資、種類株式、新株予約権、社債、新株予約権付社債（CB）等、大手証券会社のエクイティ・キャピタル・マーケット部での勤務経験を活かし、キャピタルマーケット案件を幅広く取り扱う。また、コーポレートガバナンス、金融規制法、M&A、その他の企業法務全般にわたりリーガル・サービスを提供している。

2007年大阪大学法学部卒業。2009年京都大学法科大学院修了。2010年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年University of California, Los Angeles, School of Law 卒業(LL.M., specializing in Business Law – Securities Regulation Track)。2016年Thompson Hine LLP (New York) 勤務。2016年～2017年S M B C日興証券株式会社 資本市場本部 エクイティ・キャピタル・マーケット部勤務。

**水越 恭平** (弁護士)

kyohei\_mizukoshi@noandt.com

IPO を含む国内外での株式・社債その他の証券の発行を始めとする金融取引、開示規制を含む金融規制法に関するアドバイスをを行う。

2007年東京大学法学部卒業。2009年東京大学法科大学院修了。2010年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2016年University of Washington School of Law 卒業(LL.M.)。2016年～2018年株式会社東京証券取引所上場部勤務。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## 長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Finance Law Update ～金融かわら版～の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[newsletter-finance@noandt.com](mailto:newsletter-finance@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。